

[2018 年 4 月 13 日、経済産業大臣の認可を受けました。](#)

使用済燃料再処理等実施中期計画の変更について

2018 年 3 月 30 日

使用済燃料再処理機構

当機構は、2016 年 11 月、業務開始に当たり、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「法」という。）第 45 条第 1 項前段の規定に基づき、使用済燃料再処理等実施中期計画（以下「実施中期計画」という。）を運営委員会の議決を経て定め、同条同項の規定に基づく経済産業大臣の認可を受けました。

[\[2016 年 11 月 8 日 お知らせ済み\]](#)

その後、日本原燃株式会社の六ヶ所再処理施設及びMOX燃料加工施設の竣工時期が見直されたこと等を受け、本年 3 月、実施中期計画の変更について、運営委員会の議決を経て定め、法第 45 条第 1 項後段の規定に基づき、経済産業大臣に対して、変更の認可申請を行いました。

当該申請について、経済産業省資源エネルギー庁において審査が進められていましたが、この度、経済産業大臣が認可するに当たり、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議に鑑み、原子力委員会に意見を聴取することになりました。

添付資料

[使用済燃料再処理等実施中期計画（2018.3.12 申請）](#)

以 上

<お問い合わせ窓口>

使用済燃料再処理機構 総務部

電話：017-763-5910(代表)